

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対して、入札参加停止を行いました（1件1社）。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号（建設業法違反行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	鈴和建设有限会社	1か月
代表者氏名	代表取締役 鈴木 淳公	
住所	湖西市古見 1297	

3 入札参加停止の理由

上記業者は、湖西市内の工事において、専任の監理技術者を配置しなければならないにもかかわらず、営業所の専任技術者を配置するとともに、当該技術者をこの工事と施工期間が重複する同市内の工事の主任技術者として配置していたことから、建設業法第26条第2項及び第3項に違反するとして、平成30年6月25日、静岡県知事が、建設業法第28条第1項の規定に基づく監督処分（指示処分）を行った。

4 停止期間の始期及び終期

平成30年7月3日から平成30年8月2日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	1か月以上9か月以内